

2023年6月定例県議会 討論

2023年7月5日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党を代表して討論を行います。

まず、知事提出議案第12号、13号、20号について反対の立場で意見を述べます。

議案第12、13号についてです。

これらの議案は、県が行う公共事業に市町村の負担金を課すものです。負担金は義務ではなくできる規定に過ぎず、道路事業では負担金は無くしています。イコールパートナーと言いながら、財政規模も小さく復興途上にある市町村に負担金を課すことは止めるべきです。

議案第20号「訴えの提起について」です。

これは、国家公務員宿舎に避難している避難区外域住民に対して、家賃の支払いを求めるものです。福島第一原発事故から12年余が経過しました。県の発表だけでも今なお2万人余りが県内外に避難生活を続けていますが、実際に故郷に戻れていない人は6万人余とも言われています。

原発事故さえなければあり得なかった避難です。家族も地域コミュニティもみんなバラバラに分断され、今なお再建できないでいるのが現状です。だからこそ、福島県民からは2度と原発事故を繰り返させてはならないと、原発再稼働、60年を超える原発の運転を認める法案に反対の声が強く出されていたのです。

ところが、今年の通常国会では、福島事故の教訓にも被災県民の声にも背を向け原発回帰の関連法案が自民、公明だけでなく、維新、国民民主も賛成して通ってしまったことに、多くの県民は憤っています。まして、他県に避難し、避難先を追い出され2倍家賃まで課せられた避難者の思いはいかばかりかと想像に難くありません。

今回の訴えは、息子さんが参加していたセーフティネット住宅の退去と2倍家賃支払いを不当として県を訴えた裁判を引き継いだ母親をいきなり裁判に訴えるものです。国連人権理事会特別報告者セシリア・ヒメネス・ダマリー氏が福島県の避難者に関する調査報告を4日国連に提出しましたが、国の避難指示によって県民が不当に分断され、不平等な扱いを受けてきたことは問題だと指摘しています。子ども被災者支援法は、避難指示区域の別に関わらず全ての避難者の支援を位置付けたにもかかわらず、区域外避難者はまともに避難者扱いされず県が早々に支援を打ち切ってしまったこと

が問題です。県が発表する全国に避難を継続する2万人余の避難者をはじめ、全ての避難者への支援を継続すべきであり、裁判による追い出しや2倍家賃のペナルティを科し、応じない世帯を裁判に訴える事は被災県が取るべき措置ではないことを指摘し、本議案には反対します。

次に議員提出議案について、いずれも可決、関連する請願は採択すべきとの立場で意見を述べます。

議案第197号「直ちに生活保護基準を引き上げ、物価対策給付金を全ての国民に支給することを求める意見書」についてです。

生活保護費の生活扶助費が2013年から3回にわたり10%も引き下げられたことは、最低生活を保障した憲法25条違反だとして、全国各地で裁判が起こされ、この間の地方裁判所の判決は原告勝訴が11、敗訴が10とほぼ拮抗しています。裁判が起こされた以降のロシアのウクライナ侵略に端を発した世界的物価高騰は、留まることを知らない勢いで国民生活を直撃しており、生活保護世帯はもとより全世帯への影響が深刻さを増しています。数万件の商品の価格引き上げに加え、今年の6月からは電気料金が2割以上も引き上げられました。今回国が実施する住民税非課税の低所得者向け物価高騰対策は、単発で1世帯3万円、県と市町村をあわせて6,000円を上乗せしますが焼け石に水です。生活保護基準は、他の社会保障制度の基準ともなることから、抜本的な最低生活保障のためには生活保護基準の見直しこそ緊急に行うべきです。

同時に、本意見書は物価高騰の影響を受け続ける全世帯に給付金支給を求めています。国民生活の全分野で甚大な影響が出ていることを考慮すれば当然必要な対策です。昨年の国の一般会計国税収入が前年比4兆円増の71.1兆円となり剰余金も2.6兆円となりましたが、この半分が防衛費に回されるとのことです。税収増の要因は物価高騰にあり、国民生活に還元すべきです。防衛すべきは国民生活ではないでしょうか。よって、この意見書は可決すべき、同趣旨の請願第155号は採択すべきです。

次に、議案第198号「健康保険証廃止による受療権の侵害に強く抗議し、健康保険証の廃止撤回を求める意見書」についてです。

国は、マイナンバーカードと健康保険証を紐づけし現行の保険証を廃止する法案を、今通常国会で国民の大反対を押し切って成立させました。マイナンバーカードの取得は任意としてきましたが、取得率を上げるために健康保険証と紐づけし、現行の紙の保険証を廃止することで、事実上義務付けされることになりました。医療機関で

は、マイナ保険証での診療が始まっていますがトラブルが相次いでおり、全国保団連の調査では、加盟医療機関でマイナ保険証のトラブルがあったと答えたのは65%、県内でも63%と同様の結果となりました。本人確認ができずに窓口10割負担となった事例は1,300件近くに及びます。また、窓口負担割合が紙の保険証は3割、マイナ保険証は2割と異なっていたため自治体に問い合わせたところマイナ保険証が間違っていたことが判明した事例もありました。本人の所得が変わったことがマイナ保険証に反映できていなかったことが原因だったと言います。

国会の法案審議で参考人として意見を述べた高齢者や障がい者施設の関係者は、マイナンバーカードの申請自体が困難な事例が少なくなく、施設職員の負担が大きすぎると言います。現在でも入所者の8割の方の保険証を施設が預かり管理していますが、マイナ保険証では暗証番号が必要で、本人しか知らないはずの暗証番号も施設が管理することとなり、さらに負担が増えます。

しかも、他人の健康情報が紐づけされれば、間違った健康情報で診断され薬が処方される危険があり、命にかかわる大問題です。

マイナ保険証を持たない人には被保険者の資格確認書を発行するとしていますが、毎年申請しなければならず、受診時に医療費の上乗せするペナルティまで課そうとすることは、国民皆保険制度の根幹を揺るがすものであり許されません。

マイナ保険証で10割負担となる問題を解消する手立てが、紙の保険証をもってきてもらうことだったとは、何とも皮肉ではないでしょうか。紙の保険証を廃止しなければならない理由はどこにもなく、現行保険証は継続すべきです。

JNNが今年3日に発表した世論調査でも、紙の保険証廃止の方針は撤回もしくは延期すべきが73%に上り、国の対応は適切でないが72%、適切は19%に過ぎません。国民の圧倒的多数が廃止方針の見直しを求めているのです。読売新聞が社説で述べたように、法律が通っても見直しはできます。国は国民の不安の声を聴くべきです。

マイナカードを巡っては、保険証に限らずマイナポイント、印鑑証明、他人の年金情報が閲覧できる状態になっていたなど、他人の情報が紐づけされていたトラブルが後を絶たず、制度への不信が高まりカードを返還する事例も出ています。国がマイナカードと保険証の紐づけを急ぎ過ぎたことが、トラブルを生む原因と指摘されていますが、本来、3分野に限定するとしていたマイナンバーカードの利用を、国の判断で拡大できるようにしたため、紐づけがどんどん拡大され事務が追い付かない状況を生んでいると指摘されています。そもそもなぜマイナンバーカードの紐づけを急いでいるのかが問題です。

国民の個人情報を企業活動に提供するよう求める財界の要求とともに、国民の個人情報を一体的に国が管理することで戦争する国づくりに活かしたいとの思惑が一体となって進められていることが根底にあることは明瞭です。

世界では、個人情報保護が確認できない状態での活用は問題だとの認識で、利用を制限する動きが出ていますが、日本における個人情報保護の仕組みが不十分なままに、マイナンバーカードに個人情報を紐づけることは、個人情報漏洩の危険を拡大し、自己管理は不可能になります。

政府は、全分野での再点検を指示、市町村での事務量は膨大となり追い付かないとの悲鳴も上がっています。しかも、全分野の総点検と言ってもコンビニでの利用までは無理とされ、事実上総点検は不可能な状態です。

ここにきて、河野デジタル担当大臣はマイナンバーカードの名称変更を言い出しましたが、制度の矛盾を認めざるを得なくなったものであり、名称変更して解決できる問題ではありません。

個人が利便性を認め利用するのは自由ですが、国の制度として利用を義務付けるべきではなく、健康保険証との紐づけは余りに問題が大きすぎます。以上の理由からマイナ保険証の事実上の義務付けば行うべきでなく、紙の保険証は残すべきです。

同趣旨の請願第 156 号は採択すべきです。

議案第 205 号「インボイス制度の実施延期を求める意見書」についてです。

これまで消費税が免税だった売り上げ 1,000 万円以下の零細事業者やフリーランスがインボイスの登録をすることで新たな税負担を課せられることになり、インボイスの登録を行わなければ取引から排除されかねないために、止む無く登録したという事業者は少なくありません。県内でも、インボイス登録しないのであればもう取引はしないと宣告されたという事業者も出ています。

国の試算でも僅か年間 300 万円の売り上げしかなくても 13.6 万円の消費税負担になるとしており、新たな税収額は 2,480 億円との試算を示していました。しかし、元静岡大学教授で税理士の湖東京至氏によると、税収額は約 1 兆円に上ると試算しています。その内訳は、コロナ禍で急増した全国 1,577 万人のフリーランスが 8,936 億円、その他の事業者で 1,030 億円、合計で 9,966 億円に上るとしています。これが如何に零細事業者やフリーランスを苦しめるものかは明らかです。日本の文化活動を支えている人たちへの影響も計り知れません。物価高騰によるくらしと生業への影響が益々広がる下で、党派を超えてインボイス実施延期を求める声が広がっており、10 月から

のインボイス導入強行は許されません。よって、本意見書は可決すべき、同趣旨の請願第 159 号は採択すべきです。

継続議案第 186 号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」についてです。

1979 年に国連で女性差別撤廃条約が採択され、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利が保障されました。日本は 1985 年にこの条約を批准しましたが、女性差別を無くすための取り組みは大きく立ち遅れ、世界経済フォーラムが今年 6 月 21 日発表したジェンダーギャップ指数の国際比較で、日本は世界 146 か国中 125 位と過去最低まで落ち込み、とても先進国と言えない恥ずべき状況にあります。

女性差別撤廃条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために条約発効 20 年後の 1997 年に採択されたのが女性差別撤廃条約選択議定書です。議定書では「個人通報制度」と「調査制度」の 2 つの手続きがありますが、それらを利用する申し立てを行うためには、国が議定書を批准しなければなりません。しかし、日本は未だ批准していません。議定書批准国は 2023 年 1 月時点で既に 115 か国となっており、議定書批准は世界の流れです。日本のジェンダー平等の取り組みを実効あるものとし、個々が抱える課題解決のため日本においても議定書の批准を求める本意見書は当然可決、同趣旨の請願第 146 号は採択すべきです。

継続議案第 187 号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」についてです。

福島県の最低賃金は現在時給 858 円で全国の D ランク、最も高い東京都などの A ランクは 1,072 円でその差は 214 円となり、年間 2,000 時間労働換算では 42 万 8,000 円に及びます。

昨年、全労連が全国で行った最低生計費調査では、人間らしい生活に必要な生計費は物価高騰分を含めるとどこでも時給 1,500 円前後となり、地域による差はありません。福島県は 1,469 円、人間らしい生活に値する月労働時間 150 時間で計算すると 1,702 円になります。

国が最低賃金の目安を示す中央最低賃金審議会の議論が開始され、本県の審議会も始まりました。国は今回から全国を 3 つのランクに分けるとし、本県は第 2 ランクに入るとしましたが、全労連の調査でも証明されたように、地域による生計費の格差はなく、全国一律の最低賃金を定めるべきです。現在の全国平均は 961 円に過ぎません。世界の先進国ではフランスが 1,634 円、イギリスが 1,719 円、ドイツ 1,740 円と

なっており、世界水準にするためにも時給 1,500 円以上 1,700 円に引き上げることが必要です。

現在、若者の半数は非正規の不安定低賃金労働者です。年間 2,000 時間働いても年収 200 万円に満たないワーキングプアでは、結婚し子育てしたいと思っても、その希望が見えてきません。少子化を克服し若者が希望の持てる社会実現のためにも、全国一律最低賃金 1,500 円の実現は喫緊の課題です。

今議会には自民党提出の若者世代、子育て世代への経済的支援の強化を求める意見書が提案され、この中に最低賃金引き上げも含まれています。同趣旨の本意見書を否決する理由は無く、よって、本意見書は可決、同趣旨の請願第 147 号は採択すべきです。

以上で討論を終わります。

以上